

## 市・県民税 申告相談日程表

受付時間 午前9時～午後3時（市役所8階は午後4時まで）

受付日	会場	対象地域	受付日	会場	対象地域
2月14日(火)	富岡まちづくりセンター	中富・下富・神米金・北岩岡・北中2～4丁目・岩岡町・所沢新町・花園1～4丁目	3月1日(火)	吾妻まちづくりセンター	荒幡・松が丘1～2丁目・久米(481～620番地除く)
15日(水)	柳瀬まちづくりセンター	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目	2日(木)	三ヶ島まちづくりセンター	西狭山ヶ丘1～2丁目・和ヶ原2～3丁目・林1～2丁目・糞谷・堀之内
16日(木)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	東狭山ヶ丘1～6丁目・和ヶ原1丁目	3日(金)	三ヶ島まちづくりセンター	林3丁目・三ヶ島1～5丁目
17日(金)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目	6日(月)	小手指公民館分館	小手指町1～5丁目・北中1丁目
19日(日)	市役所8階	指定相談日に都合がつかない方	7日(火)	市役所8階	日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町1～2丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目
20日(月)	松井まちづくりセンター	上安松・くすのき台1～3丁目	8日(水)	市役所8階	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉・久米481～620番地
21日(火)	松井まちづくりセンター	下安松・牛沼・松郷	9日(木)	市役所8階	弥生町・美原町1～5丁目・北所沢町・松葉町・上新井1～5丁目
22日(水)	小手指まちづくりセンター	小手指南1～6丁目・小手指元町1～3丁目・北野新町1～2丁目・北野1～3丁目・北野南1～3丁目	10日(金)	市役所8階	大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目・中富南1～4丁目
23日(木)	新所沢まちづくりセンター	泉町・向陽町・青葉台・榎町・けやき台1～2丁目	13日(月)	市役所8階	こぶし町・若松町・下新井・西新井町・東新井町・北原町
24日(金)	新所沢まちづくりセンター	緑町1～4丁目	14日(火)	市役所8階	指定相談日に都合がつかない方
26日(日)	市役所8階	指定相談日に都合がつかない方	15日(水)	市役所8階	指定相談日に都合がつかない方
27日(月)	山口まちづくりセンター	山口1～1999番地・小手指台			
28日(火)	山口まちづくりセンター	山口2000番地以降・上山口			

◎2月16日(木)以降は、市役所8階に申告相談会場を常設します。

### 3 申告の持ち物をチェック!

税の申告には、下記のものが必要です。  
該当するものをそろえて、申告会場に向かいましょう。

申告書（市や税務署から届いたもの）

届いていない場合は申告会場ですぐ入手できます

印鑑（認め印）

収入が分かるもの

- ▶ 給与の源泉徴収票
- ▶ 年金の源泉徴収票
- ▶ 営業所得・不動産所得の帳簿など

控除が分かるもの

- ▶ 社会保険料の領収書（国民健康保険・国民年金など）
- ▶ 生命保険・地震保険の控除証明書  
加入する保険会社から送付されます。
- ▶ 障害者手帳
- ▶ 医療費の領収書  
合計額と保険給付額を計算しておいてください。

マイナンバーが分かるもの

今回の申告から、次の全てが必要になります。

- ①番号確認書類  
本人のマイナンバーカード、通知カードなど  
※扶養親族分の確認書類は不要ですが、申告書にマイナンバーの記入が必要です。
- ②身元確認書類  
本人（代理人申告の場合は代理人）の顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など）  
※本人申告の場合のみ、健康保険証も使用可能です。
- ③代理権確認書類（代理人申告の場合のみ）  
委任状、本人の公的身分証明書など



### 税理士による無料税務相談

2月1日(火)～15日(水)（土・日曜日、祝日除く）

場 市内各税理士事務所

対 平成28年の収入が600万円以下で、  
▶ 収入が年金のみの方  
▶ 給与所得者で医療費控除を受けたい方  
▶ 年の途中で就・退職し、年末調整していない方

申 関東信越税理士会所沢支部 ☎2993 - 0822 に電話（午前10時～正午、午後2時～4時）

### 1 月中に郵送します

受給者に対し、日本年金機構が郵送します。非課税である遺族・障害年金に対しては郵送しません。

☎ 所沢年金事務所 ☎2998 - 0170  
▶ 年金ダイヤル ☎0570 - 05 - 1165

### 1 月末に郵送します

平成28年中に支払った所沢市の①国民健康保険税 ②後期高齢者医療保険料③介護保険料の額を記載した「納付額のお知らせ」を郵送します。①は世帯主宛てに郵送します。

なお、納付方法が「特別徴収」と記載されている項目は、本人のみ控除として申告できます。

- ☎ ①の納付…収税課 ☎2998 - 9073
- ▶ ①の課税…国民健康保険課 ☎2998 - 9131
- ▶ ②…後期高齢者医療担当 ☎2998 - 9218
- ▶ ③…介護保険課 ☎2998 - 9420

### 市の認定で障害者控除が申告可能

以下のいずれかに該当する場合は、市が発行する認定書で障害者控除が申告できます。

- ☎ 身体障害者手帳を持っていない65歳以上の方で、平成28年12月31日現在、  
▶ 要介護1～5  
▶ 6カ月以上の常時寝たきり  
▶ 認知症で、身体障害者と同様の生活上の支障が認められる

☎ 高齢者支援課 ☎2998 - 9120

### 介護サービス利用料も一部対象です

介護サービス（予防サービス含む）の領収書に「医療費控除対象額」の記載がある場合は、通常の医療費に合算することができます。

高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・介護保険低所得者助成金を受け取った場合は、保険給付額に計上してください。

☎ 介護保険課 ☎2998 - 9420